**「公立大学法人大阪　各年度終了時における業務実績評価実施要領」新旧対照表**

**資料２－４**

| **改正後** | **現行** | **備考** |
| --- | --- | --- |
| 公立大学法人大阪　各年度終了時における業務実績評価実施要領  （略）  １　評価の基本方針  （１）～（３）（略）  （４）評価により、法人の継続的な質的向上を促進する。  ２　評価方法  評価は「全体評価」と「項目別評価」による。  評価については、大学の教育･研究･社会貢献の活性化、法人の業務運営の改善等に資するよう、簡潔な表現で示すとともに、必要に応じて理由等を付すことを基本とする。  （１）項目別評価  ア　小項目評価   1. 法人の自己評価   法人は、年度計画の小項目ごとに、計画及び取組実績に基づき、次に掲げる評価基準により業務実績報告書に自己評価を記入する。  〔評価基準〕   |  | | --- | | Ⅴ　年度計画を大幅に上回って実施している  （削除）  ・顕著な実績又は特に優れた成果が認められる場合  Ⅳ　年度計画を上回って実施している  ・達成度が計画を上回る取組、実績又は成果を挙げた場合  （削除）  Ⅲ　年度計画を順調に実施している  ・達成度が計画どおりと認められる場合  （削除）  Ⅱ　年度計画を十分に実施できていない  ・達成度がやや下回るもののおおむね計画どおりと認められる場合  （削除）  Ⅰ　年度計画を大幅に下回っている  ・達成度が計画より大幅に下回る場合  （削除）  （削除） |   ②　評価委員会の評価  （略）  イ　大項目評価  評価委員会は、小項目による段階別評価や取組実績等を総合的に勘案し、次に掲げる大項目ごとに、中期計画の進捗状況について段階別評価を行う。  ①大阪公立大学に関する措置  ②大阪公立大学工業高等専門学校に関する措置  ③大阪府立大学及び大阪市立大学に関する措置  ④～⑦（略）  （削除）  ［評価基準］   |  | | --- | | Ｓ　中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある  （評価委員会が特に認める場合）  Ａ　中期計画の達成に向けて計画どおり進捗している  （すべてⅤ～Ⅲ）  Ｂ　中期計画の達成に向けておおむね計画どおり進捗している  （Ⅴ～Ⅲの割合が９割以上）  Ｃ　中期計画の達成に向けてはやや遅れている  （Ⅴ～Ⅲの割合が９割未満）  Ｄ　中期計画の達成のためには重大な改善事項がある  （評価委員会が特に認める場合）  ※（　）の判断基準は目安であり、法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断する。  （削除） |   （略）  （２）全体評価  （略）  ３　評価の進め方  （１）、（２）（略）  （３）意見申立て機会の付与  評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち法人に評価結果（案）を示し、意見申立ての機会を付与する。  ４（略）  ５　記述方法  （１）（略）  （２）付属資料  評価委員会における評価作業を効率的・効果的に実施するため、本体業務実績報告書に添付して、以下の付属資料を提出すること。  ・　法人（大学）の基本的な統計データ（経年比較可能なもの）  ・　判断根拠の挙証資料  ・　前年度評価における意見・指摘項目の取組状況  ６（略）  （略） | 公立大学法人大阪　各年度終了時における業務実績評価実施要領  （略）  １　評価の基本方針  （１）～（３）（略）  （４）評価により、法人の継続的な質的向上を促進すること。  ２　評価方法  評価は「全体的評価」と「項目別評価」による。  評価については、大学の教育･研究･地域貢献の活性化、法人の業務運営の改善等に資するよう、簡潔な表現で示すとともに、必要に応じて理由等を付すことを基本とする。  （１）項目別評価  ア　小項目評価   1. 法人の自己評価   法人は、年度計画の小項目ごとに、計画及び取組実績に基づき、次に掲げる記入要領により業務実績報告書に自己評価を記入する。   |  | | --- | | Ⅴ　年度計画を大幅に上回って実施している。（特に認める場合）  ・顕著な実績又は特に優れた成果が認められる場合  Ⅳ　年度計画を上回って実施している。  ・達成度が計画を上回る取組み、実績又は成果を挙げた場合  ・当該年度中に予定より早期に実施した場合  Ⅲ　年度計画を順調に実施している。  ・達成度が計画どおりと認められる場合  ・当該年度中に実施した場合  Ⅱ　年度計画を十分に実施できていない。  ・達成度がやや下回るもののおおむね計画どおりと認められる場合  ・実施が翌年度の第1四半期にずれ込むが確実な実施が見込める場合  （次年度の年度計画に影響しない場合に限る）  Ⅰ　年度計画を大幅に下回っている。  ・達成度が計画より大幅に下回る場合  ・当該年度中に実施できなかった場合  ・計画設定そのものに問題がある場合 |   ②　評価委員会の評価  （略）  イ　大項目評価  評価委員会は、小項目ごとの取組実績、法人の自己評価等を総合的に勘案し、次に掲げる大項目ごとに、中期計画の進捗状況について段階別評価を行う。  ①教育研究等の質の向上に関する措置（大阪府立大学）  ②教育研究等の質の向上に関する措置（大阪市立大学）  ③教育研究等の質の向上に関する措置（工業高等専門学校）  ④～⑦（略）  ⑧両大学の統合等に関する措置   |  | | --- | | Ｓ　中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある  （評価委員会が特に認める場合）  Ａ　中期計画の達成に向けて計画どおり進捗している  （すべてⅤ～Ⅲ）  Ｂ　中期計画の達成に向けておおむね計画どおり進捗している  （Ⅴ～Ⅲの割合が９割以上）  Ｃ　中期計画の達成に向けてはやや遅れている  （Ⅴ～Ⅲの割合が９割未満）  Ｄ　中期計画の達成のためには重大な改善事項がある  （評価委員会が特に認める場合）  ※（　）の判断基準は目安であり、法人の諸事情を勘案し、総合的に判断する。  ※法人が重点的に取り組んでいる事項にかかわる取組を考慮する。 |   （略）  （２）全体的評価  （略）  ３　評価の進め方  （１）、（２）（略）  （３）意見申立て機会の付与  評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち法人に評価結果（案）を示し、意見申し立ての機会を付与する。  ４（略）  ５　記述方法  （１）（略）  （２）付属資料  評価委員会における評価作業を効率的・効果的に実施するため、本体業務実績報告書に添付して、以下の付属資料を提出すること。  ・　法人（大学）の基本的な統計データ（経年比較可能なもの）  ・　判断根拠の挙証資料  ・　前年度評価において意見・指摘項目の取組状況  ６（略）  （略） | ・文言整理（表記統一）  ・文言整理（表記統一、見直し）  ・文言整理（表記統一）  ・文言整理（表記統一）  ・文言整理（表記統一）  ・文言整理（表記統一）  ・文言整理（表記統一、見直し）  ・文言整理（表記統一、見直し）  ・文言整理（表記統一、見直し）  ・文言整理（見直し）  ・中期計画変更反映  ・中期計画変更反映  ・中期計画変更反映  ・中期計画変更反映  ・文言整理（表記統一）  ・文言整理（見直し）  ・文言整理（表記統一）  ・文言整理（表記統一）  ・文言整理（表記統一）  ・文言整理(表記統一) |